

税金の手びき



令和5年度（2023年度）版

八王子市



目 次

	頁
1 税金の概要	1
2 財源としての市税	2
3 市税の種類	
(1) 個人住民税 よくある質問とその回答	4
(2) 法人市民税 よくある質問とその回答	10
(3) 事業所税 よくある質問とその回答	13
(4) 固定資産税・都市計画税 よくある質問とその回答	14
(5) 軽自動車税（種別割・環境性能割） よくある質問とその回答	24
(6) 市たばこ税 よくある質問とその回答	30
4 市税の納付 よくある質問とその回答	32
5 市税の証明・閲覧	41
6 お問い合わせ先などのご案内	46

- ・ この冊子は令和 5 年（2023 年）3 月末現在の地方税法などの法令・発行日現在の八王子市市税賦課徴収条例及び八王子市都市計画税条例に基づいて編集しています。地方税は条例により他の道府県や市区町村と状況が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ・ 端数処理の関係で、各表の足し上げ数値が合計数値と合わない場合があります。

1 税金の概要

(1) 税金とは

私たちが安心して健康で豊かな生活をおくるために、警察、消防、福祉、教育、医療などの様々な公共サービスが提供されています。「税金」は、公共サービスを行うために欠かせないもので、私たちは分担してその負担をしています。言い換えれば、「税金」は社会を維持するための会費のようなものです。



市役所本庁舎

(2) 税金の種類

税金には、国が課税する「国税」と地方公共団体が課税する「地方税」の2種類があります。地方税のうち東京都が課税するものを「都税」、八王子市が課税するものを「市税」といいます。

(※賦課徴収の主体には例外があります。【例】個人都民税は市が個人市民税と合わせて賦課徴収します。)

国税

直接税・・・所得税、復興特別所得税、法人税、地方法人税、特別法人事業税、相続税、贈与税
間接税・・・消費税、酒税、国たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、自動車重量税、印紙税、登録免許税、電源開発促進税、とん税、特別とん税、関税、国際観光旅客税

都税

普通税・・・個人都民税、法人都民税、個人事業税、法人事業税、地方消費税、不動産取得税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、自動車税種別割、軽油引取税、鉦区税
目的税・・・狩猟税、宿泊税（法定外目的税）

市税

普通税・・・個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税環境性能割、軽自動車税種別割、市たばこ税、特別土地保有税
目的税・・・事業所税、都市計画税、国民健康保険税、入湯税

※直接税と間接税

直接税・・・税金を負担する人（個人・法人）と納める人が同じである税金をいいます。
間接税・・・税金を負担する人と納める人が異なる税金をいいます。たとえば、消費税は、税金を負担する消費者に代わって事業者などが税金を納めます。

※普通税と目的税

普通税・・・税金を使う目的が特定されず、どのような事業の費用にも使うことができるものをいいます。
目的税・・・税金を使う目的が特定されています。たとえば、都市計画税は、都市計画事業に要する費用に充てなければなりません。

2 財源としての市税

(1) 市税とは

市は、社会福祉、ごみの処理、病気の予防や公害の防止、学校教育、道路や公共施設の整備・建設など、市民の皆様が安心して快適な生活をおくるために様々な行政サービスを行っています。これらを行うための財源となっているのが、皆様に納めていただいている「市税」と、国や都からの補助金や交付金などです。

「市税」は、補助金や交付金などと異なり、国や都などから使い方を決められていません（目的税を除く。）。

このため、市全体の収入の中で「市税」の収入割合が大きいほど、地域に必要な行政サービスを主体的に行うことができます。本市の令和5年度（2023年度）の一般会計歳入予算では、「市税」が収入全体の42.8%を占めています。

本市が様々な行政サービスを実施していくために、「市税」は大変重要な財源になっています。

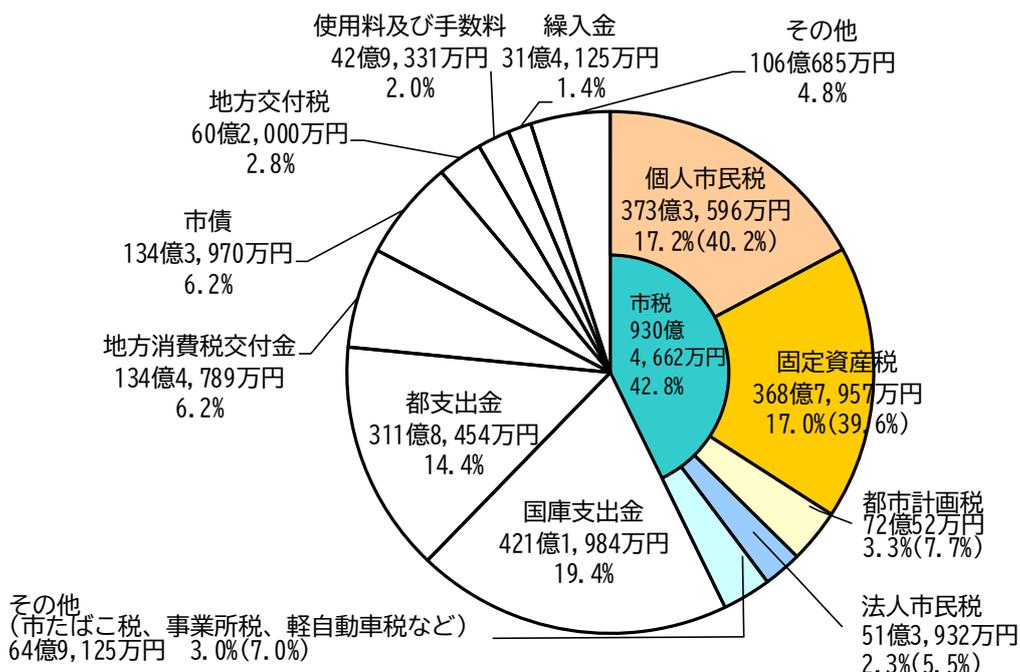
(2) 市税の内訳

令和5年度（2023年度）一般会計歳入予算の市税は、個人市民税、法人市民税、固定資産税及び都市計画税等が増収となることから、前年度比27億7,884万円増の930億4,662万円を見込んでいます。

そのうち、最も大きな額となっているのが個人市民税で、次いで固定資産税です。個人市民税と固定資産税を合わせた742億1,553万円は、市税全体の79.8%を占めており、これらの2税は、本市の基幹的な税です。次いで都市計画税、法人市民税という順になっています。

4ページ以降で、市税の主な税目である、個人市民税、法人市民税、事業所税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市たばこ税について解説します。

令和5年度（2023年度）
一般会計歳入予算
2,173億円



(3) 市税の使いみち

◎皆様のご意見やご要望を取り入れて

皆様は、「市税」をどのように使ってほしいでしょうか。「道路を広くしてほしい」「子育てのための手当を増やしてほしい」「公園の緑を増やしてほしい」など、様々なご意見やご要望が寄せられています。

しかし、このようなご意見やご要望の中には、多額の費用や時間が必要なものもあります。すべてをすぐに実現しようとする、本市の財政は行き詰まってしまいます。また、本来国や都が行うべきことや、民間が担うことでサービスの向上や経費の削減が期待できることは、「市税」を使って行う行政サービスではないとも言えます。「市税」は、皆様のご意見・ご要望のなかで優先度が高く、かつ市が真に実施すべき行政サービスに使わなければなりません。

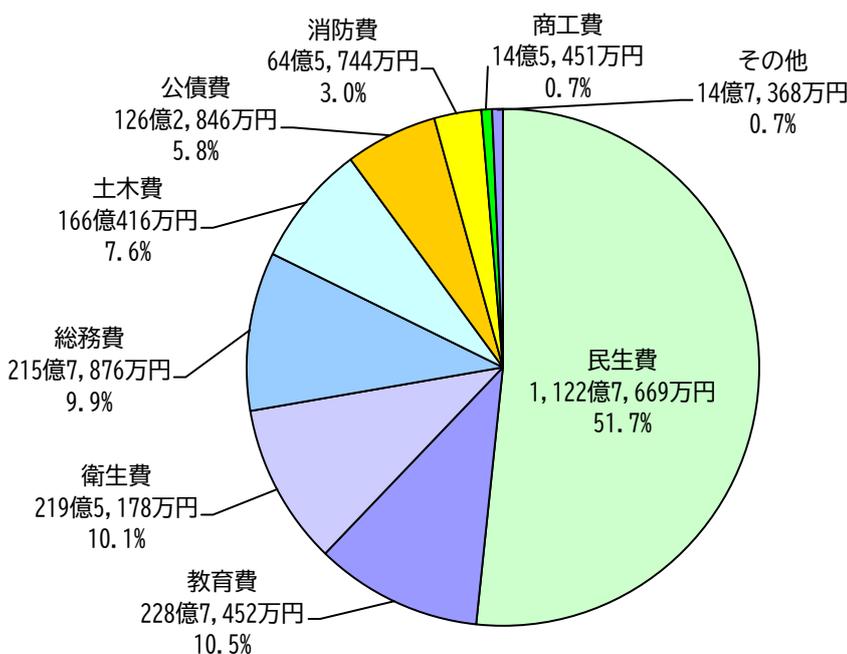
(4) 令和5年度歳出予算

令和5年度（2023年度）一般会計の歳出予算は、前年度比90億円増の総額2,173億円となっています。

令和5年度（2023年度）は、本市の新たな基本構想・基本計画である「八王子未来デザイン2040」の初年度として、「八王子市経営計画」に掲げる重点事業を推進する取組を予算化しています。

民生費が障害者自立支援給付費や生活保護法による扶助費などの義務的経費の増加によって、1,122億7,669万円で、過去最高の歳出額となり、歳出総額に占める割合は51.7%となっています。また、教育費は給食センター整備の進捗に伴い228億7,452万円となり、歳出総額に占める割合は10.5%となっています。一般会計における市民1人当たりの予算は、38万6,555円になります。

令和5年度（2023年度）
一般会計歳出予算
2,173億円



3 市税の種類

(1) 個人住民税

個人住民税は、前年中（1月1日から12月31日まで）に一定の所得があった人を対象に課税します。定率によって負担する「所得割」と、定額によって負担する「均等割」からなっています。

個人住民税の内訳は、「個人市民税」と「個人都民税」で、個人都民税は個人市民税と合わせて市が課税・徴収しています。

納める方（納税義務者）

区分	所得割	均等割
1月1日現在、市内に住所がある方	○	○
1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷がある人	—	○

納める額

$$\boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{均等割額}} = \boxed{\text{1年間の税額}}$$

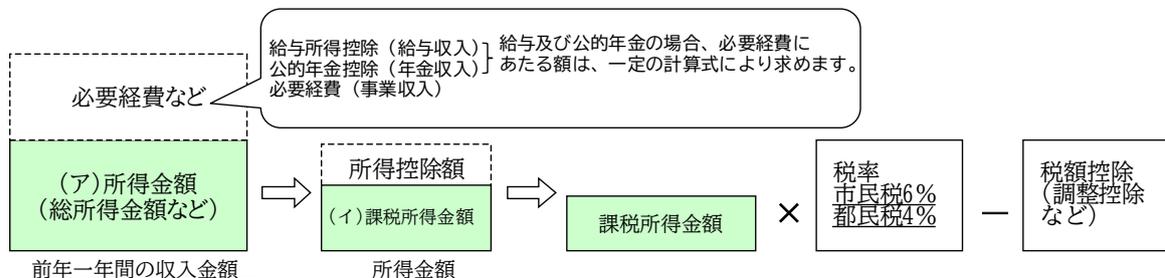
ア 所得割額

(ア) 所得金額 = 収入金額 - 必要経費など - 前年までの損失

(イ) 課税所得金額 = 所得金額 - 所得控除額

課税所得金額 × 税率 - 税額控除額 = 所得割額

税率は、市民税6%、都民税4%です。



イ 均等割額（年額）

市民税=3,500円、都民税=1,500円

※平成26年度（2014年度）から令和5年度（2023年度）までの間、地方公共団体が行う防災のための施策に必要な財源を確保するため、個人市民税と個人都民税の均等割額にそれぞれ500円が加算されています。

※令和6年度（2023年度）から、森林環境整備等に必要な地方財源を安定的に確保するため、森林環境税が個人市民税の均等割額に1,000円加算されます。

所得及び所得控除の種類

【所得】

利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得（公的年金を含む）

【所得控除】

雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦及びひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除

納める時期

▶給与所得者

会社員等の給与所得者は、給与支払者（会社など）が、市からの通知に基づいて6月から翌年5月までの毎月の給与から税額を差し引き、これを取りまとめて納めます。納税者の皆様には、特別徴収税額通知書により税額などをお知らせします。なお、月別納期限は10日です。納期限の日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日になります。

▶公的年金受給者

個人住民税が課税されている人のうち、老齢年金給付等の年間受給額が18万円以上で、65歳以上の人の公的年金に対する個人住民税は、特別徴収（年金から差し引き）されます。初めて対象となった年は、年度前半は年間の税額の2分の1を普通徴収（納税通知書で6月・8月の2回納付）し、残額を10月・12月・翌年2月に支給される年金から特別徴収します。

2年目以降は、年度前半の4月・6月・8月は前年度実績に基づき仮徴収を行い、年税額決定後の年度後半は、仮徴収税額を差し引いた残額を10月・12月・翌年2月に支給される年金から差し引きます。

▶上記以外の方

事業所得者などの個人住民税は、市から送付される納税通知書により、6月・8月・10月・翌年1月（納期限は各月末日）に個人で納めていただきます。納期限の日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日になります。

— 個人住民税が課税されない人 —

均等割・所得割とも課税されない人

▼前年中の合計所得金額(※1)が次の額以下

①扶養親族のいない人…45万円（給与収入では100万円）

②扶養親族のいる人…(扶養人数+1)×35万円+31万円

▼障害者、未成年者、寡婦、ひとり親(※2)で前年中の合計所得金額が135万円以下（給与収入では204万4千円未満）

▼生活保護法の生活扶助の受給者(※2)

所得割が課税されない人

▼前年中の総所得金額等(※3)が次の額以下

①扶養親族のいない人…45万円

②扶養親族のいる人…(扶養人数+1)×35万円+42万円

▼前年中の総所得金額等よりも、所得控除の合計額が多い人

※1 合計所得金額＝その年の所得を合計した金額

※2 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親、生活扶助の受給者に該当し、非課税となるか否かは、賦課期日現在の状況で判断します。

※3 総所得金額等＝合計所得金額から前年までの損失（赤字）を差し引いた後の金額

令和5年度（2023年度）から適用される主な改正点

▶住宅ローン控除の特例期間延長

住宅ローン控除の適用期間が延長され、令和4年（2022年）1月1日から令和7年（2025年）12月31日までの間に入居した方が対象となりました。控除期間は最大で13年となります。

なお、消費税率引き上げによる需要平準化対策が終了したことから、令和5年度（2023年度）以降の個人住民税では、令和4年（2022年）以降に入居した方は、住宅ローン控除の限度額が136,500円から97,500円に引き下げられ、所得税の課税総所得金額等の額の7%の範囲内で個人住民税から控除することとなっている部分が、5%に引き下げられます。

住宅ローン控除を適用する初年度は、確定申告が必要です。

▶セルフメディケーション税制の適用延長

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、適用期限が5年間延長されました。

よくある質問とその回答（個人住民税）

パート収入と税金

Q 私の妻は、近所のスーパーマーケットに勤めています。令和4年（2022年）中の妻の給与収入のみで、101万円でした。この場合、私は配偶者控除を受けられますか？

A 配偶者控除を受けられます。

配偶者控除の対象になるのは、配偶者の合計所得金額が48万円（給与収入のみの場合103万円）以下の人です。あなたの配偶者にほかの所得がなければ、あなたの令和4年（2022年）分の所得税と令和5年度（2023年度）分の個人住民税で、ともに配偶者控除を受けられます。

また、給与所得が48万円を超えると配偶者控除は受けられませんが、配偶者の給与所得が48万円を超え133万円以下であれば、配偶者特別控除を受けられます。なお、いずれの控除についてもあなたの令和4年（2022年）中の合計所得金額が1,000万円以下の場合に限り、控除を受けられます。

次に、配偶者の税金ですが、個人住民税の非課税限度額である合計所得金額45万円（給与収入では100万円）を超えるので、個人住民税は、均等割（※）・所得割ともに課税されます。所得税は、給与収入が103万円以下の人については課税されません。

配偶者のパート（給与）所得	あなたの所得税と住民税での控除		配偶者の税金		
	配偶者控除	配偶者特別控除	住民税		所得税
			均等割	所得割	
45万円以下	○	×	×	×	×
45万円超 48万円以下	○	×	○ (※)	○	×
48万円超 133万円以下	×	○	○	○	○
133万円超	×	×	○	○	○

○ 控除を受けられる

○ かかる

× 控除を受けられない

× かからない

※ 被扶養者は、市民税の均等割が600円軽減されます。

【参考】給与所得速算表

給与収入金額	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000 ～ 1,618,999	収入金額 - 550,000
1,619,000 ～ 1,619,999	1,069,000円
1,620,000 ～ 1,621,999	1,070,000円
1,622,000 ～ 1,623,999	1,072,000円
1,624,000 ～ 1,627,999	1,074,000円
1,628,000 ～ 1,799,999	※収入金額 × 0.6 + 100,000
1,800,000 ～ 3,599,999	※収入金額 × 0.7 - 80,000
3,600,000 ～ 6,599,999	※収入金額 × 0.8 - 440,000
6,600,000 ～ 8,499,999	収入金額 × 0.9 - 1,100,000
8,500,000 ～	収入金額 - 1,950,000

※印のところはその収入金額が4,000の整数倍となるよう、端数を切り捨ててから計算

引っ越したときの個人住民税

Q 6月に八王子市から、令和5年度（2023年度）の個人住民税の納税通知書が送られてきました。令和5年（2023年）2月に八王子市からA市へ引越しをして現在もA市に住んでいます。なぜ八王子市に個人住民税を納めるのでしょうか？

A 個人住民税は、その年の1月1日現在住んでいる市町村に納めていただきます。

令和5年(2023年)1月1日現在八王子市に住んでいましたので、令和5年度(2023年度)分の個人住民税は八王子市で課税しており、その全額を八王子市へ納めていただきます。なお、A市には令和5年度(2023年度)分の個人住民税を納めることはありません。

転職したときの税金

Q 令和5年(2023年)中に転職します。個人住民税や所得税の手続きはどうしたら良いですか？

A 個人住民税は、事業所(会社等)が作成した「給与所得者異動届出書」(異動届)を市へ提出することにより、給与からの差し引きを継続します。

個人住民税の特別徴収に関する手続きは、転職前の事業所において行うことになっています。転職前の勤務先の給与担当者にご相談ください。所得税については、退職時に渡される「令和5年(2023年)分給与所得の源泉徴収票」を再就職先に提出し、令和5年(2023年)中の給与総額に対する年末調整をすることになります。

退職後の個人住民税

Q 私は、令和4年(2022年)12月末に退職しました。退職金から個人住民税を差し引かれたのに、令和5年(2023年)2月と6月にそれぞれ個人住民税の納税通知書が送られてきました。退職まで毎月の給与から個人住民税を差し引かれていたのに、なぜでしょうか？

A 退職所得に対する個人住民税は、退職手当が支払われる際に給与所得とは別に計算して差し引きます。

退職金から差し引いたのは、退職所得に対する個人住民税です。退職所得以外の所得に対する個人住民税は、その翌年に納めていただきます。令和5年(2023年)2月に届いた納税通知書の内訳は、令和4年度(2022年度)分の個人住民税のうち、退職により給与から差し引くことができなくなった令和5年(2023年)1月分から5月分までの個人住民税です。令和5年(2023年)6月に届いた納税通知書の内訳は、令和5年度(2023年度)の個人住民税です。個人住民税は、前年中の所得に対して課税します。退職した場合、給与から差し引けないため、個人で納付していただきます。

海外留学するときの個人住民税

Q 令和5年(2023年)8月に退職して、3年間の海外留学をします。個人住民税はどうなりますか？

A 年の途中で出国しても、税額が変わることはありません。

個人住民税はその年の1月1日現在に住んでいる市町村で課税しますので、令和5年度(2023年度)の個人住民税は、そのまま全額を納税していただきます。留学などで出国する場合には、出国前に全額を納税する方法と、あらかじめ納税管理人を定めて、納税を委任する方法の二通りの方法があります。納税管理人を

定めて納税する方法については、住民税課へお問い合わせください。なお、令和6年(2024年)1月1日現在で日本国内に居住していない場合には、令和6年度(2024年度)の個人住民税は課税されません。ただし、留学ではなく、ワーキングホリデーによる出国又は期間が1年未満での出国は、課税の対象となるので、納税管理人を定める必要があります。

学生の税金

Q 私は、市内の大学3年生です。自宅に、納税通知書が送られてきましたが、学生でも税金を支払わなければいけないのでしょうか？

A 個人住民税は給与として100万円を超える年収があると、学生のアルバイトでも課税の対象になります。

ただし、通学している学校の種類によって、給与として年収130万円以下であれば、勤労学生控除が受けられる場合があります。手続きが必要ですので、住民税課までお問い合わせください。

結婚・出産した場合の税金

Q 令和5年(2023年)1月に結婚しました。12月には子どもが生まれる予定です。子どもが生まれたときの配偶者控除や扶養控除はどうなるのでしょうか？

A 個人住民税の配偶者控除や扶養控除に該当するか否かは、前年の12月31日現在の状況で判定します。

令和5年度(2023年度)の個人住民税では、令和4年(2022年)12月31日現在の状況で、配偶者控除や扶養控除の適用について判断します。結婚を令和5年(2023年)1月にしても、令和5年度(2023年度)の個人住民税では配偶者控除を受けることはできません。配偶者の令和5年(2023年)中の合計所得金額が要件を満たすと、令和6年度(2024年度)から個人住民税で配偶者控除を受けることができます。また、年の途中でお子さんが生まれた場合は、16歳に満たないため控除額はありませぬ。しかし、市から提供される行政サービスや非課税要件の判定等に必要のため、令和6年度(2024年度)からは扶養控除の申告が必要となります。

(2) 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所または寮等を所有する法人及び法人課税信託の引受けにより法人税を課される個人で、市内に事務所等を有するものに課税される税金です。

法人市民税は、法人税割と均等割で構成されています。

納める方（納税義務者）

納税義務者	法人税割	均等割
市内に事務所や事業所を有する法人	○	○
市内に寮、保養所などを有する法人で、その市内に事務所や事業所を有しないもの	—	○
市内に事務所や事業所などを有する公益法人等で、収益事業を行わないもの	—	○

納める額

ア 法人税割額

法人が国に納めた法人税額に次の表の税率を乗じた額が法人税割の税額になります。

法人等の区分	令和元年（2019年）10月1日以降に開始する事業年度の税率	平成26年（2014年）10月1日以降に開始する事業年度の税率	平成26年（2014年）9月30日までに開始する事業年度の税率
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び相互会社	8.4%	12.1%	14.7%
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人	6.0%	9.7%	12.3%

※連結法人の場合、課税標準となる法人税額は「個別帰属法人税額」です。なお、八王子市と他の市町村に事務所などを設けている法人は、課税標準となる法人税額を市町村ごとの従業者数であん分して法人税割額を求めます。

イ 均等割額

均等割は、法人の所得にかかわらず課税されます。税額（年額）は次の表のとおりです。

資本金及び資本準備金の合算額又は資本金等の額	従業員数50人超	従業員数50人以下
1千万円以下	12万円	5万円
1千万円超 1億円以下	15万円	13万円
1億円超 10億円以下	40万円	16万円
10億円超 50億円以下	175万円	41万円
50億円超	300万円	

ウ 納める税額＝法人税割額＋均等割額

ア 中間・予定申告

事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内

・ 予定申告

前事業年度の法人税割額に6を乗じて得た金額を前事業年度の月数で除して得た法人税割額と均等割額との合計額(※1)

・ 中間申告

事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなした法人税額をもとにして計算した法人税割額と均等割額との合計額

イ 確定申告

事業年度終了の日から、原則として2か月以内。申告納付額は、法人税割額と均等割額との合計額になります。なお、当該事業年度についてすでに中間(予定)申告を行った税額がある場合は、その額を差し引いた額となります。

※1 前事業年度の法人税額が20万円以下の場合、申告義務はありません。

よくある質問とその回答（法人市民税）

市内に支店しかないとき

Q 本店（主たる事業所）は他市にあります。市内には未登記の支店しかないのですが、法人市民税の申告・納付が必要になるのでしょうか？

A 法人市民税の申告・納付が必要です。

法人市民税は事務所又は寮等がある市区町村ごとに申告・納付が必要となります。登記の有無、また事業所が自己の所有物であるかは課税の要件に関係しません。他者から借りた事業所であっても、継続してそこで事業を行っていれば申告・納付が必要です。

赤字決算のとき

Q 今期の決算は赤字になってしまいました。税務署へ申告をした際に法人税の納付は不要と説明がありましたが、法人市民税も納付は不要でしょうか？

A 法人市民税は均等割の納付が必要です。

法人税は所得に応じて課税される税金であるのに対し、法人市民税は市内で事業を行うことに対して課される均等割と所得（法人税）に対して課される法人税割があります。赤字決算であっても、事業を行っている場合は、法人市民税の均等割の申告・納付が必要になります。

休業している（廃業した）とき

Q 事業を休業している（廃業した）のに、申告書が届くのは何故ですか？

A 休業（廃業）の届出が必要です。

法人市民税は事業の継続性が課税要件の一つとなりますので、休業している（廃業した）場合は申告・納付の必要はなくなりますが、休業している（廃業した）という届出が必要になります。事業概況書の提出をお願いします。

(3) 事業所税

事業所税は、道路や公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備や改善事業に必要な費用にあてるための目的税です。

事業所の床面積に対して資産割が、従業者給与総額に対して従業者割が課税されます。

納める方（納税義務者）

市内の事務所又は事業所において事業を行う法人又は個人

ア 資産割 市内の事業所用家屋の課税対象床面積合計が1,000㎡を超える法人又は個人

イ 従業者割 市内の課税対象従業者数合計が100人を超える法人又は個人

納める額

ア 資産割額 $1\text{㎡} \times 600\text{円}$

イ 従業者割額 従業者給与総額 $\times 0.25\%$

納める時期

ア 法人 事業年度終了日から2か月以内

イ 個人 事業を行った年の翌年3月15日まで

よくある質問とその回答（事業所税）

貸しビルを所有しています

Q 貸しビルを複数所有しています。事業所税の申告・納付が必要になるのでしょうか？

A 申告・納付は不要ですが、貸付申告書の提出が必要です。

事業所税は八王子市内で一定以上の規模で事業を行うことに課される税金であるため、貸しビルを所有しているだけでは課税の対象とはなりません。ただし、事業所用家屋貸付等申告書の提出が必要となります。

(4) 固定資産税

固定資産とは、土地、家屋、償却資産の総称です。
固定資産税は、賦課期日（1月1日）現在の固定資産の所有者に課税されます。

◎ 課税の対象となる固定資産

- 【土地】 田、畑、宅地、山林、雑種地など
- 【家屋】 住宅、店舗、事務所、工場、倉庫など
- 【償却資産】 土地及び家屋以外で事業の用に供することができる資産
(構築物、機械、車両、器具、備品など)

納める方（納税義務者）

ア 賦課期日現在、土地、家屋の所有者として固定資産課税台帳に登録されている方（※1）。

土地	・登記簿に所有者として登記されている方 ・土地補充課税台帳(※2)に、所有者として登録されている方
家屋	・登記簿に所有者として登記されている方 ・家屋補充課税台帳(※2)に、所有者として登録されている方

※1 登記簿に所有者として登記（登録）されている方が賦課期日前に死亡している場合には、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している方（相続人等）が納税義務者となります。

※2 土地補充課税台帳、家屋補充課税台帳とは、土地登記簿又は建物登記簿に登録されていない土地又は家屋で、固定資産税の課税対象となるものについて、その所有者の住所、氏名、その所在、価格などの事項を登録した帳簿のことです。

イ 償却資産の申告（毎年1月）に基づき固定資産課税台帳に登録された方（※3）。

償却資産	・償却資産課税台帳に所有者として登録された方
------	------------------------

※3 申告がない場合等、市の調査によって登録する場合があります。

納める額

【計算方法】

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率 1.4\%}} - \boxed{\text{軽減額等(※4)}}$$

- ▶ 固定資産の評価は、総務大臣が定める「固定資産評価基準」に基づいて行い、市町村長がその価格を決定し、この価格を基に「課税標準額」を算定します。

この「課税標準額」に税率をかけて税額を算出します。

なお、「固定資産評価基準」では、固定資産の評価の基準、並びに実施の方法及び手続が定められています。

※4 主な軽減額については「家屋の固定資産税の減額制度」（18 ページを参照）

- ▶ 土地、家屋の価格は、3年に一度評価替えを行い、価格を決定します。（詳細は QA/21 ページを参照）

◎ 免税点制度

課税標準額の合計額が次の金額に満たないときは、課税されません。

【 土地 30 万円 】 【 家屋 20 万円 】 【 償却資産 150 万円 】

土地の評価と課税

土地の評価は、固定資産評価基準によって、地目別に定められた評価方法により評価します。

- ▶地 目……田、畑、宅地、山林、雑種地などをいいます。固定資産税の評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず賦課期日の現況の地目によります。
- ▶地 積……登記簿に登録されている地積です。
- ▶価 格（評価額）……大部分の市街化区域の宅地等の場合、地価公示価格などをもとに鑑定評価により求めた価格をその敷地に面した道路の価格（路線価）とし、この路線価をもとにそれぞれの土地の状況（奥行、間口、形状など）に応じて価格を算出します。

平成6年度（1994年度）の評価替え(QA/21 ページを参照) から、宅地の評価は、地価公示価格などの7割を目途に均衡化・適正化を図っています。

ア 住宅用地などに対する課税標準の特例措置

住宅用地・市街化区域農地は、税負担を軽減するため特例措置が適用されます。

(価格×特例率＝本則課税標準額)

要 件	特例率	
	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地 (住居1戸について200㎡以下の土地)	1/6	1/3
一般住宅用地 (上記200㎡を超えた分から住居の床面積の10倍までの土地)	1/3	2/3
市街化区域農地 (市街化区域内の農地で生産緑地地区の指定を受けたものを除く)	1/3	2/3

イ 宅地に対する税負担の調整措置

宅地は、平成6年度（1994年度）から、地価公示価格などの7割程度で評価することとなりました。

これに伴い、急激な税負担の上昇を緩和する措置が設けられましたが、現在は課税の均衡化を図るため、割合(負担水準)に応じて、負担水準の高い土地は課税標準額を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地は課税標準額をなだらかに上昇させるしくみになっています。このしくみを負担調整措置といえます。

住宅用地・市街化区域農地は負担水準が100%未満、非住宅用地・雑種地は負担水準が60%未満の土地については、課税標準額が上昇します。

具体的な算出方法は次のとおりです。

- ① 今年度の価格(評価額)に対し、前年度の課税標準額がどの程度の水準にあるかを求めます。

$$\frac{\text{令和4年度(2022年度)の課税標準額}}{\text{令和5年度(2023年度)の価格} \times \text{特例率}} \times 100 = \text{負担水準(\%)}$$

② 負担水準の結果から今年度の課税標準額を求めます。

住宅用地・市街化区域農地の課税標準額	
(a)負担水準が 100%以上の場合	→ 今年度の価格×特例率です。
(b)負担水準が 100%未満の場合	前年度の課税標準額+ → (今年度の価格×特例率×5%) です。 → <u>今年度の価格×特例率を上回る場合は、今年度の価格×特例率です。</u>
非住宅用地・雑種地の課税標準額	
(c)負担水準が 70%を超える場合	→ 今年度の価格×70%です。
(d)負担水準が 60%以上 70%以下の場合	→ 前年度の課税標準額です。
(e)負担水準が 60%未満の場合	→ 前年度の課税標準額+ (今年度の価格×5%) です。

(a)については、課税標準額を負担水準 100%相当額に引き下げます。

(b)が今年度の価格×特例率の 20%未満の場合は、20%相当額が課税標準額です。

(c)については、課税標準額を負担水準 70%相当額に引き下げます。

(d)については、前年度の課税標準額を据え置きます。なお、住宅用地・市街化区域農地の課税標準額の据置措置は、平成 26 年度（2014 年度）に廃止されました。

(e)が今年度の価格の 60%を超える場合は 60%相当額、20%未満の場合は 20%相当額が課税標準額です。

(b)・(e)については、今年度の価格が下がっていても、課税標準額は上がります。

家屋の評価と課税

家屋の評価は、固定資産評価基準によって、再建築価格方式で行います。

ア 新築及び増築家屋

再建築価格方式

評価対象の家屋と同一のものを、評価する時点において新築した場合に、必要とされる建築費に「経年減点補正率」及び「評点一点当たりの価額」を乗じて価格（評価額）（※5）を求める方法です。

再建築価格の算出

主体構造、屋根、外壁、内壁、床、天井などの仕上げ材料や建築設備などを実地調査や建築関係図書により把握し、固定資産評価基準で定められた評点数に基づき算出します。

課税年度

家屋を新築又は増築された年の翌年度から課税します。

イ 新築及び増築家屋以外の家屋（在来分家屋）

既に課税している家屋は、基準年度（※6）ごとに評価替えをします。

評価替えは、前基準年度の再建築評点数に、建築物価等の変動率（再建築費評点補正率）と「家屋の建築年からの経過年数に応じた損耗減点率（経年減点補正率）」及び「評点一点当たりの価額」を乗じて価格（評価額）を算出します。

ただし、その価格が前年度の価格を超える場合は、前年度の価格を据え置く措置を講じています。

なお、令和3（2021）基準年度の再建築費評点補正率は、木造 1.04、非木造 1.07 です。

※5 家屋は原則として価格（評価額）が課税標準額となります。

※6 3年に一度の評価替えを行う年度を「基準年度」といい、令和3年度（2021年度）は基準年度でした。令和4年度（2022年度）と令和5年度（2023年度）は、価格（評価額）が据え置かれる年度です。次の基準年度は令和6年度（2024年度）となります。

償却資産の評価と課税

償却資産の評価は、固定資産評価基準によって、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少を考慮して評価します。（※7）

償却資産の申告

償却資産を所有している方は、毎年、賦課期日現在所有している償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数などを、1月31日までに申告していただきます（※8）。

※7 固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法です。定率法とは、毎年度の償却率が一定となるように償却額を算出する方法です。

※8 平成28年（2016年）1月の社会保障・税番号制度の導入に伴い、償却資産申告書に新たに個人番号・法人番号の記載欄が設けられました。

家屋の固定資産税の減額制度

いずれの減額制度とも、減額となるのは固定資産税のみです（都市計画税は減額されません）。
また、減額の適用に関しては、条件があります。詳しくは、ホームページでお知らせしていますので、二次元コードからご確認ください。

新築住宅

要件	限度	減額
①又は② ①専用住宅・併用住宅・共同住宅 居住部分50㎡以上280㎡以下 （併用住宅の場合は、居住部分の床面積が1/2以上であること） ②共同住宅（貸家住宅） 1区画40㎡以上280㎡以下	新規課税年度から3年間 ※ ¹ 120㎡相当分 （原則申告不要）	住宅に係る固定資産税の1/2

詳しくはこちら↓



※1 3階建以上の準耐火構造及び耐火構造住宅は、5年間。
※認定長期優良住宅に該当する場合は、申告により認定長期優良住宅に対する減額措置が適用されます。

認定長期優良住宅

要件	限度	減額
長期にわたり、良好な状態で使用するための措置が、その構造及び設備について講じられた優良な住宅のうち①又は② ①専用住宅・併用住宅・共同住宅 居住部分50㎡以上280㎡以下 （併用住宅の場合は、居住部分の床面積が1/2以上であること） ②共同住宅（貸家住宅） 1区画40㎡以上280㎡以下 かつ「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき認定された住宅	申告により新規課税年度から5年間 ※ ² 120㎡相当分	住宅に係る固定資産税の1/2

詳しくはこちら↓



※2 3階建以上の準耐火構造及び耐火構造住宅は、7年間。
※この減額の適用を受ける場合は、新築した翌年の1月31日までの申告が必要です。

耐震改修住宅

要件	限度	減額
①かつ② ①昭和57年（1982年）1月1日以前に建築した専用住宅・併用住宅・共同住宅 （居住部分の床面積が1/2以上であること） ②令和6年（2024年）3月31日までに建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合する改修工事で、1戸当たりの工事費が50万円を超えるもの	申告により工事が完了した年の翌年度1年間 120㎡相当分	住宅に係る固定資産税の1/2 ※ ³

詳しくはこちら↓



※3 長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は2/3。
※この減額の適用を受ける場合は、工事完了後3か月以内の申告が必要です。

バリアフリー改修住宅

要件	限度	減額
①～⑤を満たすもの ①新築後、10年以上経過した専用住宅・併用住宅（貸家を除く） （居住部分の床面積が1/2以上であること） ②改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ③令和6年（2024年）3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が完了 ④補助金などを除く自己負担額が1戸あたり工事費50万円を超えるもの ⑤申告の時点で、65歳以上の方、介護保険において要介護認定又は要支援認定を受けている方、障害のある方のいずれかの方が居住	申告により工事が完了した年の翌年度1年間 100㎡相当分	住宅に係る固定資産税の 1/3

詳しくはこちら↓



※この減額の適用を受ける場合は、工事完了後3か月以内の申告が必要です。

熱損失防止（省エネ）改修住宅

要件	限度	減額
①～④を満たすもの ①平成26年（2014年）4月1日以前に建築した専用住宅・併用住宅（貸家を除く） （居住部分の床面積が1/2以上であること） ②改修後の床面積が50㎡以上280㎡以下 ③令和6年（2024年）3月31日までの間に一定の熱損失防止（省エネ）改修工事※ ⁴ が完了 ④補助金などを除く自己負担額が60万円を超えるもの又は省エネ改修工事に係る費用が50万円を超え、太陽光発電装置・高効率空調機・高効率給湯器・太陽熱利用システム設置費用と合わせて自己負担額が60万円を超えるもの	申告により工事が完了した年の翌年度1年間 120㎡相当分	住宅に係る固定資産税の 1/3※ ⁵

詳しくはこちら↓



※⁴ 窓の断熱改修工事（必須）。他の改修工事についても現行の省エネ基準に適合することが必要です。

※⁵ 長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は2/3。

※この減額の適用を受ける場合は、工事完了後3か月以内の申告が必要です。

その他の減額制度については、
 ホームページでお知らせしていますので、
 右の二次元コードからご確認ください。

「トップページ」→「くらしの情報」→「税金」
 →「税金について」→「固定資産税・都市計画税」
 →「減免・減額等について」



都市計画税

都市計画税は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものです。

納める方(納税義務者)

賦課期日(1月1日)現在、都市計画法による都市計画区域のうち、市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者として固定資産課税台帳に登録されている方

納める額

【計算方法】

$$\boxed{\text{課税標準額(※1)}} \times \boxed{\text{税率0.27\%}}$$

※1 課税標準額については、「土地の評価と課税」(15ページ)「家屋の評価と課税」(17ページ)を参照

納める方法

対象の土地及び家屋を所有している方に固定資産税とあわせて納めていただきます。

よくある質問とその回答（固定資産税・都市計画税）

固定資産の評価替えとは（土地、家屋）

Q 固定資産の評価替えとはなんですか？

A 過去3年間における資産価格の変動に対応し、価格（評価額）を見直すことです。

固定資産税は、固定資産の価格を適正に反映した価格、すなわち「適正な時価」を課税標準として課税されるものです。

土地と家屋については原則として3年に一度、価格（評価額）を見直しています。

これは、膨大な量の土地や家屋について、毎年度評価を見直すことは実務的に不可能であるため、評価事務の簡素化を図り、徴税コストを最小に抑える必要があることなどから、3年ごとに価格を見直す制度がとられているからです。次の評価替えは令和6年度(2024年度)です。

更地や駐車場の土地に、住宅を新築した場合の固定資産税（土地）

Q 駐車場として使用していた土地に居住用の住宅を新築しました。土地の税金はどうなりますか？

A 居住用の家屋等の敷地については減額措置があります。

200㎡までの敷地に居住用の住宅を建築した場合、家屋が課税される年度から、土地にかかる固定資産税の課税標準額は6分の1、都市計画税の課税標準額は3分の1に軽減されるなどの特例措置があります。

なお、200㎡を超える敷地（上限あり）は、200㎡を超える部分について、それぞれ3分の1、3分の2に軽減されます。

固定資産税が急に高くなった（土地、家屋）

Q 地価が下がっているのに土地の税額が上がるのは、なぜですか？

A 負担水準(今年度の価格×特例率に対する前年度の課税標準額の割合)が低く、本来負担すべき税額までゆるやかに引き上げている過程にある土地では、地価が下がっていても税額が上がる場合があります。

税負担の調整措置により、本来の課税標準額に比べて負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は税負担を引き上げるしくみになっています。

Q 令和元年(2019年)9月に住宅を新築しました。令和5年度(2023年度)分から、今まで納税していたよりも税額が急に高くなりましたが、なぜですか？

A 固定資産税の新築住宅に対する特例による減額適用期間の3年が終了したためです。

新築の住宅に対して、一定の要件にあたる時は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分に限り、税額が2分の1に減額されます。つまり、この場合は、令和2年度（2020年度）分から令和4年度（2022年度）分については税額が2分の1に減額されていたわけです。したがって、税額が急に高くなったのは減額適用期間が終了したことにより、本来の税額になったためです。

なお、地上3階建以上の中高層耐火住宅などで一定の要件にあたる時は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から5年度分に限り、税額が2分の1に減額されます。

また、認定長期優良住宅で一定期間に申告された場合は、5年度分（地上3階建以上の中高層耐火住宅は7年度分）に限り、固定資産税の税額が2分の1に減額されます。

Q 土地の税額が昨年に比べて高くなったのですが、なぜですか？

A 住宅の滅失や住宅としての用途を変更すると税額が上がります。

土地の利用形態が変わったためと考えられます。土地の上に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税の課税標準額が6分の1又は3分の1に、都市計画税の課税標準額が3分の1又は3分の2になる特例措置があります。しかし、住宅の滅失や住宅としての用途を変更すると特例の適用対象から外れます。

家屋の税額が下がらない（家屋）

Q 評価替えが行われたのに、家屋の税額が下がらないのは、なぜですか？

A 評価替え後でも税額が下がらないことがあります。

評価替えを迎えた在来分家屋は、前基準年度の再建築評点数に、建築物価の変動率（再建築費評点補正率）と、家屋の建築年からの経過年数に応じた損耗減点率（経年減点補正率）を乗じて新基準年度の評価額を算出し、価格を決定します。（17 ページ 家屋の評価と課税 イを参照）

建築物価等の高騰が続く状況下で、「再建築費評点補正率」の上昇率が「経年減点補正率」の下降率を上回る場合は、評価額が前年度の評価額より高くなり、前基準年度の価格で据え置かれるため、結果税額が下がらないことになります。

また、「経年減点補正率」は家屋が存在し使用できる状態にある限り、0.2の最低率が残ります。したがって、建築後の年数が相当経過している家屋であっても、「経年減点補正率」が下がりきったことにより、価格及び税額が下がらない場合もあります。

年の始めに取り壊した家屋の課税（家屋）

Q 令和5年（2023年）1月15日に家を取り壊しましたが、令和5年度（2023年度）の課税の対象になっています。払う必要がありますか？

A 令和5年（2023年）1月1日現在に存在している課税対象の建物に対しては、令和5年（2023年）4月から始まる令和5年度（2023年度）分の税の全額が課税されます。

したがって、税金を納めていただく必要があります。

固定資産税・都市計画税の賦課期日は毎年1月1日です。このため、その年の1月1日にある課税対象の建物に対しては、1月15日に取り壊しても、その年の4月から始まる年度分の全額が課税されます。

※取り壊したときの手続について

登記済家屋の場合は、法務局で家屋滅失登記をしてください。未登記家屋の場合は、資産税課家屋担当までご連絡ください。

年の途中で売買した土地、家屋の固定資産税（土地、家屋）

Q 令和4年（2022年）11月に所有していた土地と家屋を売却し、買主への所有権移転登記を、令和5年（2023年）3月に行いました。この場合、令和5年度（2023年度）の固定資産税はどちらに課税されますか？

A 令和5年（2023年）1月1日現在、登記簿に所有者として登記されている売主（旧所有者）の方に対し、令和5年度（2023年度）分を課税します。

令和6年度（2024年度）以降は、買主（新所有者）へ納税通知書をお送りすることになります。

なお土地や家屋を売買する際に、新旧所有者間で売渡し以降の固定資産税の負担について、取り決めることが慣行的に行われているようなので、売買契約書等をご確認ください。

この場合においても、法律上の納税義務者は賦課期日（1月1日）の所有者となり、新旧所有者間で税金を按分することについては、当事者間の問題として解決していただくことになります。

耐用年数を過ぎた償却資産の申告（償却資産）

Q 私は、耐用年数を過ぎた償却資産を事業で使っています。申告の対象になりますか？

A 事業の用に供することができる状態に置かれている限り、申告の対象になります。

耐用年数を過ぎ、償却済となった資産でも、事業の用に供することができる状態に置かれている限り、申告の対象です。償却資産の最低限度は、一律に取得価額の「100分の5」に相当する額となります。

稼働していない償却資産の申告（償却資産）

Q 現在稼働していない償却資産を持っています。申告しなければなりませんか？

A 現に事業の用に供することができる資産であれば、申告する必要があります。

一時的に休止している状態にあるが、その休止期間中必要な維持管理や補修が行われ、いつでも稼働できる状態にある資産については、償却資産として申告の対象になります。

(5) 軽自動車税（種別割・環境性能割）

ア 種別割

毎年4月1日（賦課期日）現在に登録のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車又は二輪の小型自動車の所有者がその軽自動車等の主たる定置場のある市町村に納める税金です。

納める方（納税義務者）

毎年4月1日現在に登録のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車又は二輪の小型自動車の所有者

納める額

原動機付自転車・小型特殊自動車等

単位：円

車種区分		年税額
原動機付自転車	50 cc以下（特定小型原動機付自転車も含む※1）	2,000
	50 cc超～90 cc以下	2,000
	90 cc超～125 cc以下	2,400
	ミニカー	3,700
二輪の軽自動車	125 cc超～250 cc以下	3,600
二輪の小型自動車	250 cc超	6,000
小型特殊自動車	農耕用のもの	2,400
	その他	5,900
被けん引車	二輪	3,600

※ 1 令和5年（2023年）7月1日道路交通法及び道路運送車両の保管基準の一部改正により、最高速度20キロメートル/h以下、定格出力が0.6kW以下、長さ1.9m以下かつ幅0.6メートル以下のものが、特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）として新たに定義されます。

三輪・四輪以上軽自動車

単位：円

車種区分		①旧標準税額	②標準税額	③重課税額	
三輪車		3,100	3,900	4,600	
四輪以上	乗用	自家用	7,200	10,800	12,900
		営業用	5,500	6,900	8,200
	貨物用	自家用	4,000	5,000	6,000
		営業用	3,000	3,800	4,500

① 平成27年（2015年）3月31日以前に新車で新規登録された車両の税額（初度検査年月から13年目まで適用）。

② 平成27年（2015年）4月1日以降に新車で新規登録された車両の税額（初度検査年月から13年目まで適用）。

③ 初度検査年月（新車で新規登録された年月）から13年を超えた車両の平成28年度（2016年度）からの税額（令和5年度（2023年度）は初度検査年月が平成22年（2010年）3月までの車両が適用）。

※ 電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車は、初度検査年月から13年経過後も重課税額対象外です。

軽課（グリーン化特例）の適用（三輪・四輪以上軽自動車）

（平成 31 年度（2019 年度）・令和 3 年度（2021 年度）・令和 5 年度（2023 年度）税制改正）

区分		軽減率	軽減額	適用期間
電気軽自動車 天然ガス軽自動車 ※1	三輪のもの	おおむね 75%	3,900 円→1,000 円	令和 8 年度（2026 年 度）まで （R8.3.31 取得分まで）
	四輪以上のもの （乗用・営業用）		6,900 円→1,800 円	
	四輪以上のもの （乗用・自家用）		10,800 円→2,700 円	
	四輪以上のもの （貨物用・営業用）		3,800 円→1,000 円	
	四輪以上のもの （貨物用・自家用）		5,000 円→1,300 円	
営業用の乗用の ガソリン軽自動車 （令和 12 年度燃費 基準 90%達成） ※2	三輪のもの	おおむね 50%	3,900 円→2,000 円	令和 8 年度（2026 年 度）まで （R8.3.31 取得分まで）
	四輪以上のもの		6,900 円→3,500 円	
営業用の乗用の ガソリン軽自動車 （令和 12 年度燃費 基準 70%達成） ※2	三輪のもの	おおむね 25%	3,900 円→3,000 円	令和 7 年度（2025 年 度）まで （R7.3.31 取得分まで）
	四輪以上のもの		6,900 円→5,200 円	

※ 1 平成 30 年（2018 年）排出ガス規制適合又は平成 21 年（2009 年）排出ガス規制 NOx10%以上低減に限る。

※ 2 上記令和 12 年度燃費基準に加え、令和 2 年度燃費基準及び平成 30 年排出ガス基準 50%達成又は平成 17 年排出ガス基準 75%達成したものに限る。

納める時期

5月中旬までに納税通知書を郵送しますので納期限（5月末日）までに納めてください（納期限の日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日になります。）。

※ 取得・廃車・名義変更等の申告

下記のような変更等があった場合には以下の申告場所で期限内に申告手続きをしてください。

（ア）軽自動車の取得、市内への住所移転（転入）の場合は15日以内。

（イ）軽自動車の廃車、名義変更、市外への移転（転出）の場合は30日以内。

申告に必要な書類等については、以下の申告場所にお問い合わせください。

取得・廃車・名義変更等の申告場所

車種区分				申告場所	
原動機付自転車		125 cc以下		市役所本庁舎 2階住民税課（2番窓口） 〒192-8501 八王子市元本郷町 3-24-1 電話 042-620-7353 ※八王子駅南口総合事務所及び浅川・由木・元八王子・北野の各事務所	
		ミニカー			
小型特殊自動車		農耕作業用			
		その他			
二輪の小型自動車		250 cc超		東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所 〒192-0011 八王子市滝山町 1-270-2 電話 050-5540-2034	
軽自動車	二輪		250 cc以下	軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所 〒198-0024 青梅市新町 6-18-2 電話 050-3816-3103	
	被けん引車		二輪		
	三輪		660 cc以下		
	四輪以上	乗用			自家用
					営業用
	四輪以上	貨物用			自家用
営業用					

イ 環境性能割

令和元年（2019年）10月1日以降、軽自動車（三輪・四輪）を取得する時に、燃費基準達成度に応じ取得者がその軽自動車等の主たる定置場のある市町村に納める税金です。

当分の間、実際の課税及び徴収は市町村が属する都道府県が行います。

納める方（納税義務者）

軽自動車（三輪・四輪）を取得した方

納める額

軽自動車の通常の取得価格（課税標準額）× 税率

※ 対象：新車、中古車を問わない ※ 免税点：50万円以下

税率表

軽自動車（三輪以上）の車種区分			税率（％）	
電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車 （平成30年（2018年）規制適合又は平成21年（2009年）規制からNOx10%低減達成）	乗用	自家用	非課税	
		営業用	非課税	
	2.5t以下のトラック （貨物）	自家用	非課税	
		営業用	非課税	
ガソリン車 ※1	令和12年度（2030年度） 燃費基準75%達成	乗用	自家用	非課税
			営業用	非課税
		2.5t以下のトラック （貨物）	自家用	非課税
			営業用	非課税
	令和12年度（2030年度） 燃費基準60%達成	乗用	自家用	1.0%
			営業用	0.5%
		2.5t以下のトラック （貨物）	自家用	1.0%
			営業用	0.5%
	令和12年度（2030年度） 燃費基準55%達成	乗用	自家用	2.0%
			営業用	1.0%
		2.5t以下のトラック （貨物）	自家用	2.0%
			営業用	1.0%
上記以外又は令和2年度（2020年度） 基準未達成の軽自動車	乗用	自家用	2.0%	
		営業用	2.0%	
	2.5t以下のトラック （貨物）	自家用	2.0%	
		営業用	2.0%	

※1 排ガス基準：平成30年（2018年）排出ガス基準50%低減達成又は平成17年（2005年）排出ガス基準75%低減達成のものに限る。

新規検査や使用・移転などの届出の際に、軽自動車検査協会の構内にある全国軽自動車協会で納めます。

よくある質問とその回答（軽自動車税）

軽自動車を持っていないのに、軽自動車税（種別割）の納税通知書が届いた

Q 軽自動車を持っていないのに、軽自動車税（種別割）納税通知書が自宅に届きました。なぜですか？

A バイクをお持ちではないでしょうか。

軽自動車税（種別割）は、軽自動車のほか、二輪の小型自動車（250cc 超の二輪車）、軽二輪（250cc 以下の二輪車）、原付バイク（125cc 以下のバイク）、小型特殊自動車などの所有者に課税する税金です。

軽自動車をお持ちでなくても、バイクなどをお持ちの人には、軽自動車税（種別割）納税通知書をお送りしています。

また、ご家族が使用していてあなたの名義で登録がある場合や、廃車の手続きをしていない場合についても、軽自動車税（種別割）を課税するため、納税通知書をお送りしています。

軽自動車を譲渡した（廃車手続した・解体した）ときの軽自動車税（種別割）

Q 私は、令和5年（2023年）4月7日に軽自動車を譲渡した（廃車手続した・解体した）のに、令和5年（2023年）5月に軽自動車税（種別割）納税通知書が送られてきました。なぜですか？

A 軽自動車税（種別割）は、その年の4月1日現在に、所有者として登録されている人に対し、当該年度分を課税します。

したがって、質問のケースでは、4月2日以降に名義変更等の手続きをしているので、その年度の軽自動車税（種別割）は、あなたに課税します。名義変更等の手続きをしないと、翌年度以降も軽自動車税（種別割）を課税することになるため、必ず手続きをしてください。

原付バイクを盗まれた

Q 原付バイクを盗まれました。どうしたらいいですか？

A 盗難届を警察署（交番）に出してから、市役所で廃車の手続きをしてください。

手続きの際はマイナンバーカード（個人番号カード）、又は免許証等の本人確認書類（代理人が手続きをする場合は、委任状が必要）をお持ちください。また、盗難の経緯を書いていただきます。

なお、4月1日以前に警察署に盗難届を出した人で、届出年月日・警察署又は交番名・受理番号を確認できる場合は、さかのぼって課税を取り消すことができます。

軽自動車各種手続の場所

Q 廃車・譲渡・住所変更の手続きはどこでするのですか？

A 車種により異なります。26ページの「取得・廃車・名義変更等の申告場所」をご覧ください。

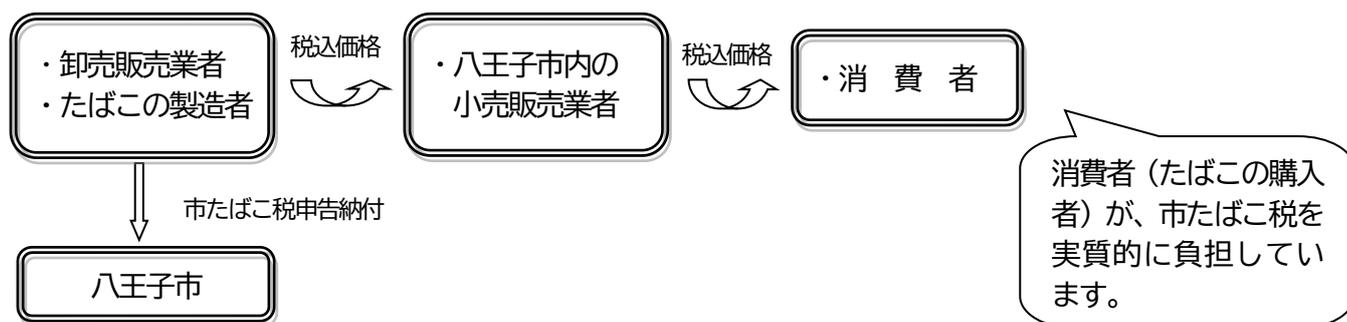
原動機付自転車と小型特殊自動車は市役所で、その他の車種は各申告場所にご確認ください。

八王子市から転出した場合は手続きが必要です。なお、原動機付自転車の廃車手続は郵送でも受け付けています。

(6) 市たばこ税

市たばこ税とは、たばこの製造者や卸売販売業者などが、市内の小売販売業者（たばこ店、スーパー、コンビニなど）に売り渡したときに課税し、たばこの製造者や卸売販売業者が市たばこ税を申告して納付します。ただし、たばこの価格には、たばこにかかる税金が含まれているので、実質的には八王子市内でたばこを購入した消費者が市たばこ税を負担していることになります。

【 たばこの流通と課税のしくみ 】



納める方（納税義務者）

たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者

納める額

売渡しをした製造たばこの本数（1,000本につき）（※）×税率

※紙巻たばこの本数とする

※加熱式たばこについては、「重量」と「価格」を基に紙巻たばこの本数に換算した本数とする

税率	単位：円（1,000本当たり）
区分	令和3年(2021年)10月～
市たばこ税	6,552
都たばこ税	1,070
国たばこ税	6,802
たばこ特別税	820
合計	15,244

加熱式たばこ

平成30年（2018年）10月1日から、新たに「加熱式たばこ」の区分が創設されました。加熱式たばこは、「重量」と「価格」を、紙巻たばこの本数に換算して課税標準とします。

平成30年（2018）年10月1日から令和4年（2022年）10月1日まで、5年間かけて新しい課税標準の換算を1/5ずつ段階的に増やしました。

納める時期

毎月の売渡し分を翌月末日までに申告し、納付します。

たばこ1箱にかかる税金

市たばこ税の税率は、製造たばこ1,000本につき6,552円です。

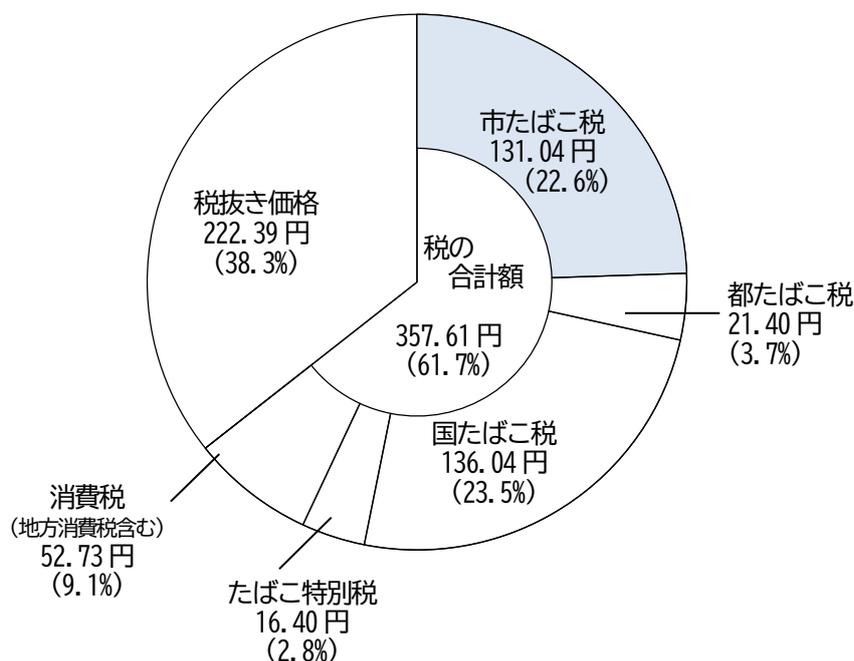
紙巻たばこ1箱(20本入)あたりの市たばこ税は131.04円で、すべての税金をあわせると357.61円です(下図参照)。

なお、本市の市たばこ税の税収は約33億円(令和5年度(2023年度)予算)で、税収総額の3.6%を占めます。

【 たばこ1箱にかかる税金の割合 】

1箱(20本入)580円の場合

令和3年(2021年)10月からの税率による



よくある質問とその回答(市たばこ税)

市たばこ税と市税収入

Q 「たばこを買うなら市内で」という言葉を耳にします。実際にたばこを市内で買うとどうなるのですか?

A 市内でたばこを購入すると、八王子市の税収となります。

市内でたばこを購入すると、1箱につき約131円が八王子市の税収となり、市が実施する施策や事業の貴重な財源になります。

4 市税の納付

(1) 期限内納付

市税は、納税者の皆様が定められた期限（納期限）までに、自主的に納めていただくものです。八王子市では、この納税の本来の姿である期限内の自主納税を促進しています。

(2) 納める時期

税金は、税目ごとに納める時期（納期）が下表のように決められています。

納期一覧

税目		納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税	個人	普通徴収			1期		2期		3期			4期		
		特別徴収（※）	徴収月の翌月の10日まで											
	法人	確定申告	事業年度終了後2か月以内											
		中間（予定）申告	事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内											
固定資産税・都市計画税			1期		2期						3期		4期	
軽自動車税（種別割）			全期											
市たばこ税		翌月末日まで												
事業所税	個人	翌年の3月15日まで												
	法人	事業年度終了の日から2か月以内												
国民健康保険税					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	

※平成21年（2009年）10月から個人住民税の年金からの特別徴収が開始されました（詳しくは5ページを参照）。

(3) 納付方法の種類

市税の納付方法が広がりました。税目等により取扱いが異なる場合がありますので、郵送された納税通知書等をご参照のうえ、便利な方法でお納めください。

納付方法	内容	ご案内
口座振替	●ご利用している預（貯）金口座から納期限日（納期の最終日）に自動的に納税できる便利な制度です	詳しくはP.33（4）をご覧ください。
キャッシュレス納付	●地方税統一QRコード（eL-QR）による納付（インターネットバンキング・各種スマートフォン決済アプリ・クレジットカード）	詳しくはP.35（5）アをご覧ください。
	●モバイルレジを利用した納付	詳しくは市ホームページをご覧ください。
市役所・コンビニエンスストア・金融機関等での窓口納付	●市役所本庁舎・市民部各事務所窓口（斎場事務所除く）	お取り扱い時間等は、P.48をご覧ください。
	●コンビニエンスストア	詳しくはP.36（6）アをご覧ください。
	●市税取扱金融機関	お取り扱い金融機関は、P.37（6）イをご覧ください。
eLTAXでの納付（法人市民税・特別徴収住民税など）	●全国の地方税統一QRコード（eL-QR）対応金融機関での納付	詳しくはP.37（6）ウをご覧ください。
	●地方税共通納税システム（eLTAX）を利用した納付	詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

(4) 口座振替による納付

個人住民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税の納付については、納め忘れがなく、延滞金の心配がない、口座振替（自動払込）が便利です。口座振替の申し込みや引き落としに手数料は掛かりません。

一覧に掲載されている金融機関に預・貯金口座のある方ならどなたでも利用できます。振替日は、各納期限の日（納期の最終日）になります。一度申請されると翌年以降も継続して口座振替されます。

- 固定資産税・都市計画税では、土地・家屋所有者の登記変更をされたときや、土地・家屋を共有でお持ちの場合でその代表者や持分などを変更したときは、口座情報が引き継がれません。口座振替の新規の申し込みが必要となります。
- 国民健康保険税では、世帯主の変更で納税義務者が変わったときや、転居や世帯合併等で新たに納税義務者番号を取得されたときは、口座情報が引き継がれません。口座振替の新規の申し込みが必要となります。

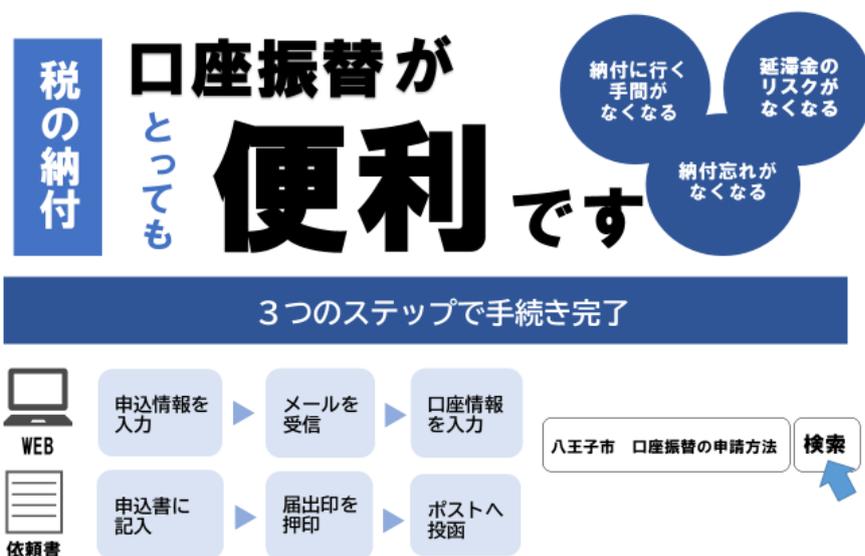
ア 口座振替の手続き方法

区分	口座振替依頼書による申請	キャッシュカードによる申請 (マルチペイメント)	インターネットによる申請 (Web口座振替受付サービス)
口座振替ができる税目	個人住民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、 軽自動車税(種別割)(所有する全ての車両が対象となります。)、 国民健康保険税		
取扱金融機関	次ページの口座振替可能な金融機関一覧をご確認ください。		
申し込み手続き	市役所2階収納課、市役所各事務所、 次ページの口座振替可能な金融機関 一覧の窓口(※)に備えてある口座振 替依頼書に必要事項をご記入の上、 お申し込みください。 ※ 市外所在の金融機関等の窓口には、 八王子市の口座振替依頼書がありません。 収納課までご連絡ください。	市役所2階収納課、市役所1階保険年 金課、八王子駅南口総合事務所に備 えてある端末にて申込手続きをして いただくとともに、用紙に必要事項を ご記入ください。	市ホームページにリンクのある 「Web口座振替受付サービス」のウェ ブページからお申し込みください。 「八王子市 Web口座」でウェブ検索 していただくか、下記の二次元コード からアクセスできます。  「トップページ」→「くらしの情報」→ 「税金」→「納税について」→「口座振 替」→「口座振替の申請方法」→「We b口座振替受付サービス」
必要なもの	1.口座振替を希望する金融機関名・ 支店名・口座番号などが確認できる もの(通帳、キャッシュカードなど) 2.届出印 3.申し込む税目の通知書番号、納税 義務者番号等が確認できるもの(納 税通知書など)	1. 口座振替を希望する金融機関の キャッシュカード 2. 申し込む税目の通知書番号、納税 義務者番号等が確認できるもの(納 税通知書など)、キャッシュカード、納 税通知書	1.口座振替を希望する金融機関名・ 支店名・口座番号などが確認できる もの(通帳、キャッシュカードなど) 2.申し込む税目の納税義務者番号等 が確認できるもの(納税通知書など) 3.納税義務者・口座名義人情報(電話 番号、メールアドレス等)が確認でき るもの ※ 各金融機関によって、お申し込みの際に 必要な情報(暗証番号、通帳記載の最終取引 残高、口座名義人の生年月日等)が異なりま す。詳しくは市ホームページをご覧ください。
振替日	納期限日(納期の最終日)		
振替開始日	おおむね2か月以降の納期分から振 替になります。	おおむね1か月以降の納期分から振 替になります。	おおむね1か月以降の納期分から振 替になります。

イ 口座振替可能な金融機関一覧

金融機関	口座振替依頼書による申請	キャッシュカードによる申請 (マルチペイメント)	インターネットによる申請 (Web口座振替受付サービス)
SBI 新 生 銀 行	○		○
き ら ぼ し 銀 行	○		○※一部支店を除く
群 馬 銀 行	○		○
埼 玉 り そ な 銀 行	○		○
東 和 銀 行	○		○
八 十 二 銀 行	○		○
東 日 本 銀 行	○		○
み ず ほ 銀 行	○	○	○
三 井 住 友 銀 行	○	○	○
三 菱 UFJ 銀 行	○	○	
山 梨 中 央 銀 行	○	○	○
横 浜 銀 行	○		○
楽 天 銀 行	○	○	○
り そ な 銀 行	○	○	○
P a y P a y 銀 行	○		○
み ず ほ 信 託 銀 行	○		
三 井 住 友 信 託 銀 行	○		
三 菱 UFJ 信 託 銀 行	○		
青 梅 信 用 金 庫	○	○	○
西 武 信 用 金 庫	○	○	○
多 摩 信 用 金 庫	○	○	○
山 梨 信 用 金 庫	○		○
中 央 労 働 金 庫	○		
大 東 京 信 用 組 合	○		○
秋 川 農 業 協 同 組 合	○		
東 京 南 農 業 協 同 組 合	○		
八 王 子 市 農 業 協 同 組 合	○		
東 京 都 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	○		
ゆ う ち ょ 銀 行	○	○	○

※対象外となる支店は、きらぼし銀行にお問い合わせください。



ウ 口座振替をしている金融機関の変更及び解約方法

(ア) 口座振替している金融機関等を変更する場合

4(4)アの口座振替の手続き方法のとおり、新規で口座振替をお申し込みください。以前の金融機関等への解約届は不要です。

(イ) 口座振替を解約する場合

口座振替依頼書の解約に☑をし、必要事項を記入して収納課又はお申し込みの金融機関の窓口にご提出ください。

年度の途中で口座振替の解約を希望される場合は、解約期別以降の納付書をお送りしますので収納課までご連絡ください。

エ 軽自動車税（種別割）の口座振替

軽自動車税（種別割）は、所有するすべての車両が対象です。すでに軽自動車税（種別割）の口座振替をお申し込みの方は、車両の買替えや追加取得された場合も、自動的に口座振替になります。車検対象車両のうち二輪車両については、振替後の6月中旬に市役所から「軽自動車税納税証明書（車検用）」を送付します（※）。なお、6月中旬以前に車検がある場合は、住民税課へご連絡ください。

※令和5年（2023年）1月より、三輪以上の車両に限り、継続検査窓口での納税証明書の提示は原則省略可能となりました。これに伴い、令和6年度（2024年）以降、「軽自動車税納税証明書（車検用）」の送付は二輪車両のみとなります。

(5) キャッシュレスでの納付

ア 地方税統一QRコード（eL-QR）による納付（クレジットカードやスマートフォン決済アプリでの納付）

納付書に印刷された「地方税統一QRコード（eL-QR）」を利用して納付ができます。

(ア) 利用できる税目

個人住民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

(イ) 納付方法

地方税お支払いサイトでの納付	納付書に印字されている地方税統一QRコード（eL-QR）をスマートフォンで読み取る、またはeL番号を入力することによりクレジットカード（※別途手数料が掛かります。）、インターネットバンキング等で納付ができます。
各種スマートフォン決済アプリでの納付	決済アプリの「請求書払いサービス」を利用して、アプリで直接地方税統一QRコード（eL-QR）をスマートフォンで読み取ることで納付ができます。 対応アプリについては『地方税お支払いサイト』をご確認ください。

詳しくは市のホームページ、又は右の二次元コードからご覧いただけます。
「トップページ」→「くらしの情報」→「税金」→「納税について」→「キャッシュレス納付について」→「地方税統一QRコード（eL-QR）」を活用した納税について」



- 地方税お支払サイト（地方税共同機構ホームページ）
<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>



イ その他キャッシュレス決済の納付方法

納付書に印字されているバーコードをスマートフォンのカメラで読み取ることにより納付ができます。
詳しくは市のホームページ、又は右の二次元コードからご覧いただけます。
「トップページ」→「くらしの情報」→「税金」→「納税について」→「キャッシュレス納付について」



ウ キャッシュレス決済の注意点

- (ア) 領収証書は発行されません。
- (イ) 延滞金は納付できません。
- (ウ) 納付後、市へデータ反映されるまで約1～2週間かかります。軽自動車税（種別割）を当初納期限（毎年5月末。土日祝日の場合はその翌日。）までに納付した方には、車検対象車両のうち二輪車両について、6月中旬に軽自動車税（種別割）納税証明書（車検用）を送付します。車検の期日が迫っているなどでお急ぎの方は市税取扱金融機関等の窓口やコンビニエンスストアでご納付ください。

(6) コンビニエンスストア・金融機関等での納付

ア コンビニエンスストアでの納付

納付金額が納付書1枚あたり30万円以下の場合には、コンビニエンスストアで納付できます。取扱店舗の営業時間内であれば、休日や夜間を問わずいつでも納付できます。

(ア) 市税を取り扱えるコンビニエンスストア一覧（50音順）

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店

(イ) コンビニエンスストアでの納付の注意点

- バーコードの印字がない納付書はコンビニエンスストアでは取り扱いができません。
- 延滞金はコンビニエンスストアではご納付できません。
- コンビニエンスストアのレジではスマートフォン決済アプリやクレジットカードを利用したご納付はできません。

イ 市税取扱金融機関等及び市役所窓口での納付

納付書を使用して、下記の場所で納付ができます。

市税取扱金融機関等納付場所一覧

銀行			信用組合ほか		
SBI 新生銀行	きらぼし銀行	群馬銀行	大東京信用組合	中央労働金庫	
埼玉りそな銀行	東和銀行	八十二銀行	農業協同組合		
東日本銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	秋川農業協同組合	東京南農業協同組合	八王子市農業協同組合
山梨中央銀行	横浜銀行	りそな銀行	ゆうちょ銀行・各郵便局（下記の地域に限る）納期限内に限る		
信託銀行			東京都	埼玉県	群馬県
みずほ信託銀行	三井住友信託銀行		千葉県	栃木県	茨城県
信用金庫			神奈川県	山梨県	
青梅信用金庫	西武信用金庫	多摩信用金庫	市の施設		
山梨信用金庫			八王子市役所本庁舎 市民部各事務所（斎場事務所を除く）		

ウ 全国の地方税統一QRコード（eL-QR）対応金融機関窓口での納付

地方税統一QRコード（eL-QR）が印字されている納付書について、納付書記載の市の指定金融機関のほか、全国の地方税統一QRコード（eL-QR）対応金融機関での納付ができます。

対応金融機関は、『eLTAX 地方税ポータルシステム』をご確認ください。

- eLTAX 地方税ポータルシステム（地方税共同機構ホームページ）

<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/>



- 全国の地方税統一QRコード（eL-QR）対応金融機関窓口での納付の注意点
 - （ア）地方税統一QRコード（eL-QR）が印字されている納付書が対象です。
 - （イ）領収証書は発行されません。
 - （ウ）延滞金は納付できません。
 - （エ）納付後、市ヘデータ反映されるまで約1～2週間かかります。軽自動車税（種別割）を当初納期限（毎年5月末。土日祝日の場合はその翌日。）までに納付した方には、車検対象車両のうち二輪車両について、6月中旬に軽自動車税（種別割）納税証明書（車検用）を送付します。車検の期日が迫っているなどでお急ぎの方は市税取扱金融機関等の窓口やコンビニエンスストアでご納付ください。

(7) 納税相談

いろいろな事情で納期限までに納めることができないときは、お早めに納税通知書などを持って、収納課へご相談ください。「納税相談」は下記のとおり実施しています。

- 相談時間

平日…8：30～17：15

日曜…8：30～17：00（受付は16：30まで）

※年末年始を除く。

- 会 場

市役所 2 階 収納課

(8) 延滞金

定められた納期限までに納税しないと本来納めるべき税額のほかに、延滞金も含めて納めていただくこととなります。延滞金は滞納税額を計算の基礎として、納期限の翌日から起算して納付される日までの期間に応じて計算します。令和 5 年（2023 年）の場合は、納期限の翌日から 1 か月間は 2.4%、2 か月目からは 8.7%の割合で加算されます。

なお、年 8.7%及び年 2.4%の割合は、令和 6 年（2024 年）1 月 1 日以降において、法の定めるところにより変わる場合があります。

詳しくは市のホームページ、又は右の二次元コードからご覧いただけます。

「トップページ」→「くらしの情報」→「税金」→「納税について」→「滞納」→「延滞金について」→「延滞金について」



(9) 滞納処分

滞納している方については、督促状などで未納をお知らせしています。しかし、それでも納めていただけない場合には、納期限までに納められた方との公平性を保つため、また、大切な市税を確保するためにも、滞納している方の財産（不動産、動産、自動車、給料、銀行預金など）を差し押さえ、取立て・公売するなどの滞納処分を行うこととなります。

市税の滞納処分について不服のある方は、市長に対して、一定期間内に文書をもって審査請求をすることができます。審査請求することができる期間等については、各通知書に記載されています。

よくある質問とその回答（市税の納付）

納期限後に納めた後、督促状が届いた場合

Q 納期限を過ぎてから市税を納付しましたが、督促状が届きました。なぜでしょうか？

A 行き違いで督促状が届いております。ご了承ください。

納期限を過ぎても納付がない場合、地方税法の規定により督促状をお送りしなければならないこととなっています。したがって、督促状をお送りする対象となる方は、督促状送付日時点で納めていない方ではなく、納期限までに納付されていない方全員が対象となります。

市では納期限までに未納となっている場合であっても、督促状の発送までに納付が確認できた方については極力送付しないように配慮していますが、ご納付後、入金を確認できるまでに10日程度かかる場合があるため、督促状送付日より前に納付された場合であっても、行き違いで督促状が届いてしまう場合があります。ご了承ください。なお、領収書があれば行き違いという事がすぐにわかりますので、大切に保管してください。

納期限内納付にご理解とご協力をお願いします。

納め忘れ等で、督促状が届いた場合

Q 市税を納め忘れていたところ、市役所から督促状がきました。どうすればいいのですか？

A 納期限（※）の翌日から延滞金の計算が始まりますので、お早めに納付してください。

納期限の翌日から、延滞金の計算が始まりますので、お早めに納付してください。督促状を使用し、市役所・市民部各事務所（斎場事務所を除く）・八王子市公金取扱金融機関・コンビニエンスストア・スマートフォン決済などで納付が可能です。

なお、納期限までに納付ができないご事情がある場合は、お早めに収納課までご相談ください。

※納期限とは、納めていただく期間（納期）の最後の日です。

延滞金

Q 納期限を過ぎてから市税を払ったら延滞金を請求されました。どうしてですか。

A 税負担の公平性を保つため、市税を滞納すると延滞金が加算されます。

税負担の公平性を保つため、納期限までに市税を納付しないと、延滞金がかかる場合があります。延滞金は、納期限の翌日から納めた日までの期間に応じて計算します。

詳しくは市のホームページ、又は右の二次元コードからご覧いただけます。

「トップページ」→「くらしの情報」→「税金」→「納税について」→「滞納」→「延滞金について」→「延滞金について」



休日の納税相談

Q 仕事の関係で平日に市役所までいきません。休日に納税の相談をすることはできませんか？

A 毎週日曜日に、休日納税相談窓口を開設しています。ご利用ください。

市税についていろいろな事情で納期限までに納付できない場合は、そのまま放置しないで、お早めに収納課にご相談ください。

毎週日曜日（年末年始を除く）の8:30~17:00まで（受付は16:30まで）市役所収納課で休日納税相談窓口を開設しています。

差押えの事前連絡について

Q 税金を滞納していたところ、市役所から財産を差し押さえたという旨の通知がありました。差し押さえるときは、事前に本人に対して連絡する必要があるませんか？

A 督促状で事前に連絡の上、差押えをしています。

地方税法では、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、差押えをしなければならないと規定しています。

このことから、督促状により本人への連絡を行った上で差押えをしています。また、この場合、本人の同意は要しません。

納期限までに納付できない事情がある場合、お早めに収納課にご相談ください。

インターネット公売

Q インターネット公売とはなんですか？

A 税金などの滞納者から差し押さえた財産を、インターネットを通じたオークションにより売却することです。

インターネット公売とは、各行政機関が、税金などの滞納者から差し押さえた財産を、国税徴収法などの法令に基づいて、インターネットを通じたオークションにより売却するものです。本市では、平成18年度（2006年度）からインターネット公売を実施しています。下見会で、インターネット公売に出品している差押え財産をご覧ください。

詳しくは広報紙やホームページに掲載しています。



インターネット公売に出品した差押え財産の例

5 市税の証明・閲覧

(1) 市税の証明

市税に関する証明書には、いろいろな種類があります。どの証明書が必要になるかは、提出先にご確認ください。

証明書の種類	主な用途	手数料	申請方法・場所	基本記入事項	その他記入事項
①市・都民税課税（非課税）証明書（所得の証明）	・シルバーパスの交付申請 ・奨学金の申請 ・八王子市営住宅の収入報告 ・健康保険の被扶養者認定 ・私立高等学校等授業料軽減助成金の申請等 ※下線がある用途は、マイナンバー制度による情報の連携後、段階的に証明書の提出が不要になります。	1通200円 ※郵送の場合1通300円 ※①のみマルチコピー機でのセルフ発行の場合1通10円 (令和5年(2023年)1月4日から令和6年(2024年)3月31日まで)	・住民税課税証明窓口（5番窓口） ・市民部各事務所窓口（斎場事務所を除く） ・郵送申請	下記①～③	—
②市・都民税納税証明書				下記⑦～⑩	—
③法人市民税納税証明書				個人は下記①～③、⑤～⑧ 法人は下記⑦～⑩	—
④固定資産税・都市計画税納税証明書	・金融機関からの借入れ ・保証人になるとき		※①（最新年度を含む6年度分）と⑦は電子申請サービスもご利用いただけます。	下記①～③	—
⑤国民健康保険税納税証明書				個人は下記①～③、⑤、⑧ 法人は下記⑦～⑩、⑫ ※車検用の場合は、⑫に法人実印の押印は不要	車両番号
⑥軽自動車税（種別割）納税証明書（一般用）	・軽自動車の所有権移転				
⑦軽自動車税（種別割）納税証明書（車検用）	・軽自動車の継続検査（車検）	無料			
⑧法人市民税課税台帳登録事項証明書（法人所在地証明書）	・法人の車両登録	1通200円 ※郵送の場合1通300円	・住民税課税証明窓口（5番窓口） ・郵送申請	下記⑦～⑩、⑫、⑬ ※⑫に法人実印の押印は不要	八王子市内の事業所所在地
⑨固定資産評価証明書（土地・家屋）	・不動産の登記 ・相続税、贈与税の算定 ・訴訟費用の算定		・住民税課税証明窓口（5番窓口） ・市民部各事務所窓口（斎場事務所を除く） ・郵送申請 ※⑪の借地借家人の場合は、事務所では取扱いありません。	個人は下記①～③、⑤、⑧ 法人は下記⑦～⑩	土地の場合は地番、家屋の場合は家屋番号
⑩固定資産課税証明書（土地・家屋）	・所有権移転に伴う売買主間での税額の精算	1納税義務者につき土地5筆又は家屋5棟ごとにそれぞれ1通200円 ※郵送の場合1通300円			
⑪固定資産課税台帳登録事項証明書（借地借家人※、1月2日以降に所有権を取得した方用）※市内の土地や家屋を有償で借りている方	・賃貸物件の価格等の確認				
⑫物件証明書	・防音工事				
⑬住宅用家屋証明書	・不動産登記に際しての登録免許税の軽減	1通1,300円 ※郵送の場合も同じ	・住民税課税証明窓口（5番窓口） ・八王子駅南口総合、浅川、由木、元八王子、北野、南大沢の各事務所窓口 ・郵送申請	所定の様式をご利用ください。	

<基本記入事項（個人）>

- ①必要な証明書の年度・種類
(例：令和〇年度市・都民税課税証明書)
- ②通数
- ③現住所
- ④八王子市にいたときの住所（転出した方のみ）
- ⑤氏名（フリガナ）
- ⑥生年月日
- ⑦電話番号

<基本記入事項（法人）>

- ①必要な証明書の年度(③法人市民税納税証明書の場合は事業期間)・種類
- ②通数
- ③本店所在地
- ④法人名(法人実印(代表者印)の押印をお願いします。)
- ⑤代表者名
- ⑥電話番号
- ⑦担当者名

【注1】 新型コロナウイルス感染症に関連する貸付等の手続きに使用する場合は、手数料が免除になります（市民又は市内事業者に限ります）。申請書に明記してあることが必要です。

【注2】 令和6年（2024年）1月以降、証明書の種類が変更となります。

(2) 証明申請の際のご注意

ア 本人確認

証明を申請される方は、本人確認ができる書類（免許証、保険証等）が必要になります。

イ 委任状

本人と同居の親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要となります。また、八王子市に住民登録がない場合は、同居の親族であっても本人からの委任状（又は同居の確認ができる住民票）が必要となります。

ただし、⑦、⑧、⑫、⑬の申請の際は、委任状は不要です。

ウ 固定資産に関する証明

固定資産に関する証明書（⑨～⑫）の申請の際は、登記簿上の地番、家屋番号で申請してください。

委任状の書き方（例）

委 任 状	
代理人	住所 氏名
私は、上記の者を代理人と定め次の権限を委任します。	
1 令和○年度 市・都民税課税証明書○通の交付を受けること	
2 令和○年度の○○町○○番の土地（家屋）の評価証明書○通の交付を受けること	
令和 年 月 日	
本人	住所 氏名
	印

(3) 証明申請の郵送方法

ア お送りいただくもの

(ア) 申請書

様式は市のホームページからダウンロードできます（48 ページを参照）。又は、便せんやレポート用紙等に申請書の記入事項（41 ページを参照）をお書きください。（住宅用家屋証明書については、所定の様式をご利用ください。）

(イ) 手数料分の定額小為替

郵便局で取り扱っています。手数料は41 ページの表を参照してください。

(ウ) 返信用封筒

切手を貼り、宛名を記入してください。切手は定形郵便 25 gまで 84 円、50 gまで 94 円、速達は 260 円を加えた額になります。

(エ) 本人確認書類の写し

現住所が確認できるもの。マイナンバーカード（個人番号カード）、免許証、保険証、在留カード、特別永住者証明書など。マイナンバーカードはおもて面のみコピーしてください。⑦、⑧、⑬の場合は、不要です。

(オ) 委任状

本人と同居の親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要になります。⑦、⑧、⑫、⑬の場合は、不要です。

※相続人、借地借家人、訴訟関係者などは、(ア)～(オ)のほかにも必要書類がありますので、住民税課証明担当(Tel042-620-7218)へお問い合わせください。

イ 宛先

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

八王子市役所 住民税課 証明担当

ウ 申請書の記入事項

様式は市のホームページからダウンロードできます(48ページを参照)。又は、便せんやレポート用紙等に基本記入事項とその他記入事項をお書きください(41ページを参照)。

なお、①～⑥、⑩、⑪の証明書を便せん等で申請する場合において、新型コロナウイルス感染症に関連する貸付等の手続きに使用する際はその旨を明記してください。

(4) 市税の閲覧

固定資産に関する台帳等の閲覧は、次のように取り扱っています。

種別	見ることができる人	手数料	閲覧方法・場所
①土地・家屋閲覧用台帳	どなたでも	1回200円	住民税課証明窓口
②土地図面		1枚200円	
③固定資産課税台帳 名寄帳(課税資産明細書)の交付	・納税義務者本人 ・代理人	1納税義務者ごとに200円 ※最新年度の名寄帳の交付は、無料です。	住民税課証明窓口 ※縦覧期間中(4・5月)は資産税課で取り扱います。 ※最新年度の名寄帳の交付は、電話や郵送、電子申請サービスでもご利用いただけます。

※③は、本人確認できる書類が必要です。また、代理人は必ず委任状、破産管財人等は裁判所が選任したことを示す書類や商業登記簿の登記事項証明書など権利を示す関係書類もお持ちください。

※借地借家人(市内の土地や家屋を有償で借りている方)、1月2日以降に所有権を取得した方は、41ページ

⑪固定資産課税台帳登録事項証明書により評価額等を確認できます。

(5) 証明・閲覧の電子申請サービス

マイナンバーカードを利用して、パソコンやスマートフォン（一部機種を除く。）から、夜間・休日でも申請や届出をすることができます（※メンテナンスの時間を除く。）。

ア スマートフォンによるオンライン申請

(ア) 対象となる証明

最新年度を含む6年度分の市・都民税課税（非課税）証明書

(イ) 受け取り方法

スマートフォンからクレジットカード決済を経て、住民登録地に郵送

(ウ) ご利用方法

マイナンバーカード（6桁以上のパスワードを搭載したもの）、クレジットカード、その他にスマートフォンに専用のアプリケーション「Graffer Identity」をインストールしておく必要があります。

また、パソコンでの申請もできます。その場合も、電子認証するためのスマートフォンが必要です。

イ 東京共同電子申請・届出サービス

(ア) 対象となる証明

- a 最新年度の市・都民税課税（非課税）証明書
- b 軽自動車税（種別割）納税証明書（車検用）
- c 現年度の名寄帳（課税資産明細書）

(イ) 受け取り方法

上記 a…Pay-easy（ペイジー）による電子納付を経て、住民登録地に郵送

上記 b…市役所本庁舎2階住民税課税証明窓口（5番窓口）又は各事務所の窓口

上記 c…市役所本庁舎2階住民税課税証明窓口（5番窓口）又は郵送



(ウ) ご利用方法

個人の場合はマイナンバーカード（6桁以上のパスワードを搭載したもの）、法人の場合は商業登記に基づく電子認証制度による電子証明書、その他にICカードリーダーライター、パソコンの環境設定が必要となります。

詳しくは、右上の二次元コードを読み取るか、本市のホームページからご覧ください。

「トップページ」→「くらしの情報」→「税金」→「税に関する証明書について」→「電子申請サービス」

(6) コンビニ交付サービス

マイナンバーカードを利用して、八王子市役所本庁舎、八王子駅南口総合事務所、コンビニエンスストア等のマルチコピー機から証明書を取得できます。

ア 対象となる証明

最新年度の市・都民税課税（非課税）証明書

イ 受け取り方法

コンビニエンスストア等のマルチコピー機

ウ ご利用方法

4桁のパスワードが搭載されたマイナンバーカード（八王子市に住民登録している方のみ）

エ 利用できる時間

午前6時30分～午後11時（年末年始を除く。）



詳しくは、右の二次元コードを読み取るか、本市のホームページからご覧ください。

「トップページ」→「くらしの情報」→「戸籍・住民登録」→「マイナンバー制度」→「マイナンバーカード（個人番号カード）」→「マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付サービス」

6 お問い合わせ先などのご案内

◇お問い合わせ先◇

部署名		担当業務	電話番号	FAX	
市役所本庁舎2階	税制課	税金教室の運営	620-7396	627-5918	
		市たばこ税の課税			
		固定資産評価審査委員会事務局			
	住民税課 (1～3番窓口)	個人市・都民税の課税	(普通徴収) ・市・都民税の申告・相談(納税相談を除く)、課税に関すること ・ふるさと納税による税額控除(ワンストップ特例等)	620-7219	620-7493
			(年金からの特別徴収) ・公的年金等所得に係る特別徴収に関すること		
			(給与からの特別徴収) ・給与所得に係る特別徴収に関すること,給与支払報告書 ・給与所得者異動届出書、普通徴収から特別徴収への切替申請書 ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書等の提出	620-7354	
		法人市民税・事業所税の課税	・法人市民税・事業所税の申告 ・法人の設立・設置・廃止・代表者変更等の届出 ※事業所の印鑑登録に関する場合は、法務局(670-6240) ※法人税に関する場合は、税務署(697-6221) ※事業税に関する場合は、都税事務所(644-1111)	620-7220	
		軽自動車税の課税	・軽自動車税の課税に関すること ・軽自動車税減免の申請(身障者の方の一部対象)		
	原付バイクの登録・廃車	・原付バイク(125cc以下)・小型特殊自動車の登録、廃車、名義変更 ※125ccを超える二輪車の登録・廃車・譲渡等の手続きについては、東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所(050-5540-2034) ※軽自動車(二輪車を除く)の登録・廃車・譲渡等の手続きについては、軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所(050-3816-3103)	620-7353		
	(5番窓口)	市税に関する証明書の交付	・市民税・都民税課税(非課税)証明書(所得や課税額の証明書) ・固定資産評価証明書(土地・家屋) ・固定資産課税(公課)証明書(土地・家屋) ・固定資産課税台帳登録事項証明書(借地借家人「1月2日以降に所有権を取得した方」用) ・納税証明書(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、法人市民税、事業所税) ・国民健康保険税納税証明書 ・法人市民税課税台帳登録事項証明書(所在地証明) ・家屋物件証明書(防音工事用等) ・住宅用家屋証明書(専用住宅証明) ・地価公示・東京都基準地価格の閲覧 ・土地図面の閲覧 ・土地・家屋台帳の閲覧 ・名寄帳の写しの交付(4～5月中は、資産税課庶務担当へ)	620-7218	

◇お取り扱い時間等◇（祝・休日及び年末年始を除く）

部署名		担当業務		電話番号	FAX
市役所本庁舎2階	資産税課 (6~8番窓口)		(土地) ・土地の評価・課税 ・土地の非課税申告・減免申請	620-7355	620-7493
		固定資産の評価・課税	(家屋) ・家屋の評価・課税 ・家屋の非課税申告・減免申請 ・未登記家屋の名義変更の届出	620-7356	
			(償却資産) ・償却資産の申告 ・償却資産の減免申請	620-7221	
		土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	・固定資産(土地・家屋)縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧(4・5月)	620-7251	
	その他	・相続人代表者指定届、共有者代表指定届、納税管理人申告書の提出 ・航空写真の閲覧申請・交付			
収納課 (9番窓口)	納税相談	・市税[市・都民税(個人・法人)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、事業所税]、及び国民健康保険税の納付に関する相談 ・納付状況の確認 ・納付書の再発行	620-7224 620-7237	626-4640	
	市税・国民健康保険税の収納・口座振替・還付	・市税及び国民健康保険税の過誤納金還付・充当 ・市税及び国民健康保険税の納付、口座振替に関すること	620-7357		
	納付督促・滞納整理	・市税及び国民健康保険税に関する滞納整理・滞納処分について ・差押え、公売、破産対応、競売事件対応	620-7358		

	曜日	取扱時間	税に関する証明書の交付				原付バイク の登録・廃車	市税の収納	
			市・都民税 課税(非課 税)証明書	固定資産 評価・課税 証明書	納税証明書	住宅用家屋 証明書			
市役所本庁舎	月～金	8:30～17:00	○	○	○	○	○	○	
市民部 事務所	八王子駅南口総合 ※1	月～金	8:30～19:00	○※2	○	○	○	○	
		日	8:30～17:00	○※2	×	×	×	×	
	浅川・由木・元八 王子・北野	月～金	8:30～17:00	○	○	○	○	○	
	横山・館・由木東・ 恩方・川口・加住・ 由井・石川	月～金	8:30～17:00	○	○	○	×	○	
	南大沢 ※1	月～金	8:30～17:00	○	○	○	○	×	○
		日	8:30～17:00	○※2	×	×	×	×	○※3

※1 日曜日が祝日の場合は開庁します。

※2 市・都民税課税(非課税)証明書について、一部平日夜間・日曜日是对応できないものがあります。

※3 市税以外(後期高齢者医療保険料、介護保険料等)の収納は、納付書を持参した場合に限り、取り扱いできます。

◇ホームページ◇

本市のホームページで、税に関する情報を公開しています。この「税金の手びき」をインターネットでご覧になれるほか、税に関する証明書の申請書や委任状をダウンロードすることができます。

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/> ※右の二次元コードからもご覧いただけます。

「トップページ」→「くらしの情報」→「税金」→「税に関する制度・報告書・租税教育について」→「税金の手びき」

「トップページ」→「くらしの情報」→「税金」→「税に関する証明書について」→「申請書ダウンロード」→「税証明書の申請書ダウンロード」

税金の手びき



証明書の申請



◇チャットボット自動応答サービス◇

申告、納付、税証明書取得の方法など、市税に関するお問い合わせに対し、AI(人工知能)が24時間365日対話形式で回答する「チャットボット自動応答サービス」を行っています。

ご利用は、右の二次元コードを読み取るか、本市のホームページからご覧いただき、外部リンク先にアクセスしてください。使い方は下記のとおりです。

【使い方】①質問したい内容の選択、又は文字入力をする。

②AIチャットボットが自動的に応答。必要に応じて、市ホームページの該当ページ等を案内。

チャットボット



◇八王子市公式LINEアカウント◇

友だち追加すると、市税納期限などあなたに役立つ情報がいち早く届きます。

LINE アカウント



◇市民部事務所の所在地◇

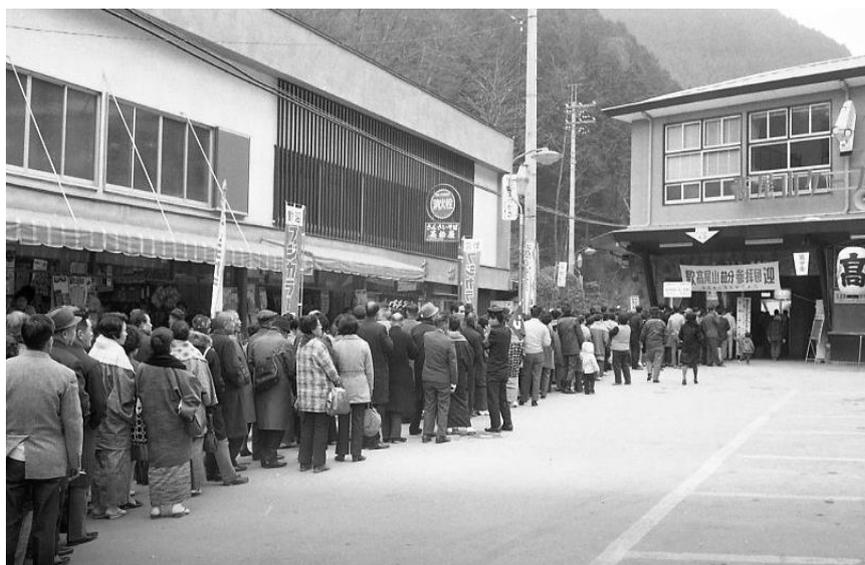
事務所名	住 所	電話番号
八王子駅南口総合事務所	〒192-0904 子安町4-7-1 サウスタワー八王子4階	620-1150
浅川事務所	〒193-0844 高尾町1652-1	661-1231
横山事務所	〒193-0831 並木町15-15	661-1281
館事務所	〒193-0944 館町156	665-4511
由木事務所	〒192-0372 下柚木2-10-6	676-8911
由木東事務所	〒192-0353 鹿島111-1	675-5711
南大沢事務所	〒192-0364 南大沢2-27 南大沢公共棟1階	679-2207
元八王子事務所	〒193-0816 大楽寺町419-1	624-3278
恩方事務所	〒192-0154 下恩方町3395	651-3200
川口事務所	〒193-0801 川口町908-1	654-4011
加住事務所	〒192-0004 加住町1-170-2	691-2373
北野事務所	〒192-0906 北野町549-5	645-8711
由井事務所	〒192-0914 片倉町119-4	635-3208
石川事務所	〒192-0032 石川町481	645-8721

◇国税・都税のお問い合わせ先◇

事業署名	住 所	電話番号(代表)
八王子税務署 (国税について)	〒192-8565 明神町4-21-3	697-6221
八王子都税事務所 (都税について)	〒192-8611 明神町3-19-2 東京たま未来メッセ 庁舎・会議室棟6階	644-1111



※昭和 54 年（1979 年）八王子駅



※昭和 48 年（1973 年）清滝駅 高尾山ケーブルカー

発行日 令和 5 年（2023 年）7 月
編集/発行 八王子市財政部

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

電話 042-620-7396

FAX 042-627-5918